

3/4 木

オンライン出席「可能」報告議決

「越権」と共産党反対

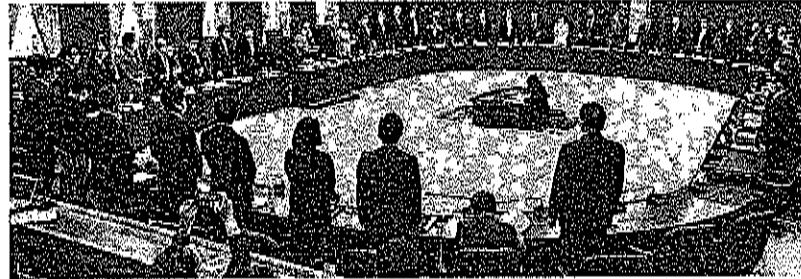
衆院憲法審

衆院憲法審査会は3日、国会の本会議への

オンライン出席をめぐる総括的な討議を行い、「憲法56条1項の『出席』の概念について」の報告を衆院議長に提出することを賛成多数で議決しました。

日本共産党は反対しました。赤穂政監議員は「憲法の個々の条文の解釈を多数で確定されるなど」というきわめて乱暴なやり方は断じて認められない」として、「憲法審査会があたかも憲法条文の解釈権を持つかのようにふるまうのは越権行為だ」と厳しく批判しました。

憲法56条1項は本会議について「総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」としています。報告は同条について、「緊急事態が発生した



憲法56条第一項の解釈について探討する衆院憲法審査会。手前右から2人目は赤穂政監議員

「がでれい」と論づけようとしており、「絶対に認められない」と強調しました。

赤穂氏は報告について、「参考人の意見を一切無視したものだ」と批判。

参考人の高橋和之・東大名誉教授は

「56条1項は憲法上の明確なルールであり、権力の乱用を防止するための規定だ」とし

て、オンライン出席は認められないと明確に主張し、「只野雅人・一橋大教授も「慎重な検討が必要だ」と繰り返し指摘したと述べ、「西参考人が提起した問題に向き合おうとしたばかりか、憲法解釈上の疑惑が提起されている問題について、『意見の大勢』だと結

論づけようとしており、「絶対に認められない」と強調しました。

赤穂氏は「緊急事態」を口実に、権力を縛る憲法の規定を緩め、立憲主義を踏みにじることは許されないと批判しました。

赤穂氏は「緊急事態」を口実に、権力を縛る憲法の規定を緩め、立憲主義を踏みにじることは許されないと批判しました。



発言する赤穂政監議員

「〇〇日、衆院憲法審